

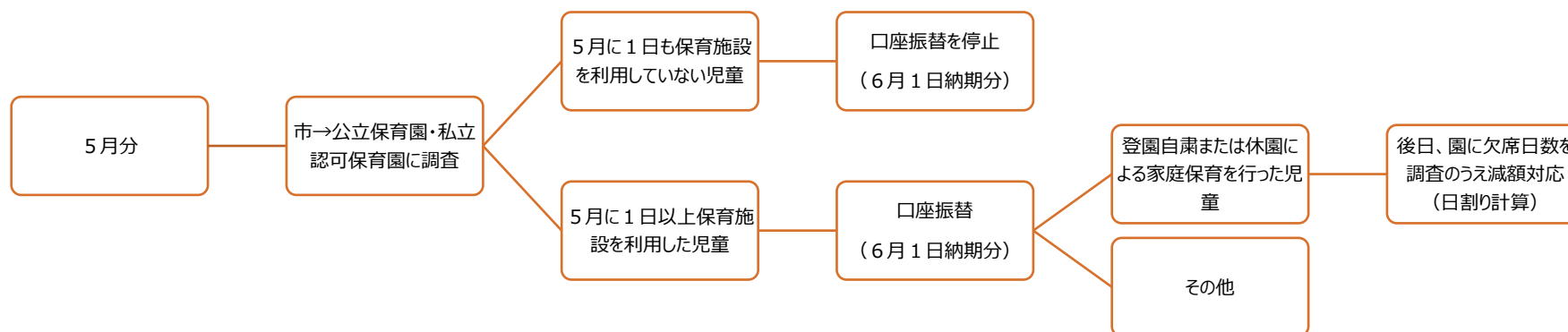
利用者負担額（保育料）の減額対応の取扱いについて（減免申請書の提出を省略したうえで、減額対応を行います）

・新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために登園自粛または保育所等が休園した場合の利用者負担額（以下、保育料）については、3月分の保育料は本来の納期（3月末日）に一旦ご納付いただいた後、保護者の皆様から欠席日数について、園経由で減免申請書を提出いただいた上で欠席日数相当の保育料を還付しておりましたが、4・5月分の保育料につきましては、下記の取扱いにて減額対応を行いますのでお知らせします。

**4月分：既に口座振替により納付が終わっているため、欠席日数を市から園に調査をしたうえで、減額対応を行います。**



**5月分：保護者の経済的負担の軽減を目的に、5月に1度も施設を利用していない児童については、5月分の口座振替を停止します。**



※各月とも減額対応を行った後は、保護者宛に還付請求書をお送りします。還付請求書を返送いただいた後、記載いただいた振込口座に減額分を還付します。